

令和8年度福島12市町村移住・定住促進事業の構築支援 業務委託仕様書

1 事業の概要

本県では、産業や生業を始めとした地域の再生の担い手を確保する点で、全国から新たな活力を呼び込むために避難地域12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村のこと。以下、「市町村」という。）における移住を促進している。

本業務では、令和7年度まで市町村が国に直接申請してきた福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の移住・定住促進事業（以下、「加速化交付金」という。）について、令和8年度から一部制度が変更されることに伴い、市町村が行う事業との連携を図り、市町村に対し移住支援施策に係る事業構築等に向けた助言・支援を行う。

また、第3期復興・創生期間を迎える令和8年度以降、ふくしま12市町村移住支援センター（以下、「センター」という。）の機能を強化し、効果的な移住施策を展開することが重要になることから、県及びセンターにおける既存事業の改善等の提案を行う。

2 業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 市町村事業への構築支援

次のア～イについて情報収集及び分析等を行い、市町村における既存事業の改善、新規事業の構築に向けた提案等を行う。

ア 既存事業の課題等の整理

事業構築等に関する市町村のニーズについてヒアリング等をとおして情報収集を行い、課題等を整理する。

なお、対象市町村の決定、情報収集の手法やヒアリングの日程等、必要な事項について事前に甲と協議すること。

イ 事業改善及び新たな事業化に向けた提案

上記アで整理した事業構築に関する市町村の課題等を踏まえ、既存事業

の改善、新規事業の構築に向けた支援を行う。

なお、事業改善等に向けた提案に関しては、事業の実施主体である市町村の意向や方針を踏まえ、KPI（評価指標）の設定やエビデンス（根拠）の精査等、事業を構築する前段階における助言及び検討を行い、市町村における令和9年度以降の加速化交付金の申請に向けた支援をする。

また、事業改善等の提案を行う市町村との調整等、必要な事項について事前に甲と協議すること。

（2）県・センター事業における改善等の提案

以下の既存事業（ア）～（イ）について、県・センター事業の成果（これまでの取組がどのような成果につながったのか）及び課題（十分な成果を出すにあたり何が足りないか）等を整理した上、改善等に向けた提案を行うこと。

改善等に向けた提案を行うにあたっては、県・センター事業における実績データ等の既存資料（電子データを含む）を対象にして、県・センター事業の認知度や傾向、成果等を定量的・定性的に整理し、事業改善等の提案に資する基礎資料を作成すること。この場合、既存資料としては、センターが管理運用を行う「移住希望者登録システム」のデータベース等を想定する。

なお、当該整理を行うにあたり、既存資料のみでは不足すると認められる場合には、事前に甲と協議の上、業務手法としてヒアリングを実施するものとする。この場合、ヒアリング対象者は、移住支援金や福島県12市町村起業支援金の受給者等を想定する。

また、改善等の提案にあたっては、事業ごとに、目的及び評価指標（KPI）等を踏まえ、実績、課題及び改善案を一覧形式等により明確に整理すること。

その他、必要な事項について事前に甲と協議すること。

○ ヒアリングの想定人数 最大20名程度（県と協議の上で決定）

（ア）避難地域への移住促進事業（センター事業）

a ふくしま12市町村移住支援センター等の運営

- (a) 移住促進に係る情報の集約・蓄積・共有
- (b) 専門的知見の活用
- (c) 東京サテライトの設置・運営

b 移住関心層への情報発信

- (a) インターネット等（ポータルサイト、SNS等）を活用した情報発信
- (b) 移住関心層の掘り起こしに向けた首都圏イベントの開催

- (c) 移住促進のための求人情報発信
- (d) 女性をはじめとした多様な人材の働きやすい環境づくりの支援
- c 移住希望者の呼び込み
 - (a) 移住者による起業促進強化
 - (b) 移住ツアー、移住セミナー、首都圏等イベントの開催
 - (c) 移住相談経費の助成
 - (d) 現地体験機会創出事業
- d 定着支援
 - (a) 移住者と地域のつながりづくりモデル事業
 - (b) 地域コミュニティ再生・形成支援事業
 - (c) 12市町村定着支援事業
 - (d) 個別市町村に対する支援（移住促進に係る住まい対策事業）
- (イ) 移住支援金給付事業（県事業）
 - a 移住支援金
 - b 起業支援金

※（イ）に関しては、制度そのものの是非ではなく、運用状況、認知度、利用実態等に着目した効果検証等を行うものとする。

(3) 業務進捗の報告

原則として、対面により、月1回以上、業務の進捗状況等について、甲に報告すること。

(4) 報告書の作成

乙は、令和8年8月31日までに、本業務の中間報告書を甲に提出すること。

なお、中間報告に際しては、業務の経過を踏まえ、調査結果の速報及び論点整理を行った上、県の令和9年度予算編成に向けた提案を含めること。

また、乙は、成果品として、事業終了日までに報告書を2部作成し、データとともに甲に提出すること。

4 実施体制

- (1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えることとし、業務実施計画書及び実施体制図を甲に提出すること。
- (2) 乙は、本委託業務全体に関して主たる責任者を定め、甲との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

5 その他留意事項

- (1) 業務の遂行に必要な費用は、全て委託料に含めることとし、乙が負担すること。
- (2) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。
- (3) 乙は、業務遂行に当たり甲と協議し、適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (4) 乙は、仕様書に疑義が生じたとき、あるいは仕様書に規定していない事項で必要のある場合は、甲と速やかに協議の上、その指示に従うこと。
- (5) 乙は、本業務に係る会計検査院の検査が実施される場合には、甲に協力しなければならない。
- (6) 本業務に関連し、乙の故意又は過失など乙の責により、甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。